

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.31

兵庫県

補助金等

支援の名称	中規模多数利用建築物等の耐震化の促進
制度の趣旨・背景	耐震改修促進法に基づく指示・指導・助言対象となる中・小規模多数利用建築物の耐震診断及び耐震改修等を推進する。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 「建築物の耐震化の促進に関する法律」に定める指示・指導・助言の対象となる建築物の耐震診断及び耐震改修等を行う際に、その費用の一部について、県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。</p> <p>○予算額 21,416（千円）</p> <p>○補助率（限度額あり） 2/3（国1/3、県1/6、市町1/6）</p> <p>○助成内容、補助を受ける要件、補助の上限等</p> <p>①中規模多数利用建築物耐震診断助成 限度額：㎡単価による限度額、用途に応じて定める限度額*のうち低い額 ※幼稚園又は保育所：2,750千円、小・中学校：4,460千円、物販店・旅館等：5,240千円</p> <p>②中規模避難施設耐震化助成 要件：中規模多数利用建築物のうち、災害時に避難所としての活用が可能なホテル・旅館等で、県又は市町と協定を締結したもの 限度額：㎡単価による限度額、その他定める限度額*のうち低い額 ※補強設計：5,240千円、耐震改修：102,000千円（特に倒壊の危険性が高い場合：112,000千円）</p> <p>③小規模多数利用建築物耐震診断助成 限度額：㎡単価による限度額、用途に応じて定める限度額*のうち低い額 ※幼稚園又は保育所：1,840千円、左記以外：3,670千円）</p>
対象となる方	<p>○建築物の耐震改修促進に関する法律に定める指示対象となる中規模多数利用建築物の所有者等</p> <p>○建築物の耐震改修促進に関する法律に定める指導・助言対象となる小規模多数利用建築物の所有者等</p>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 兵庫県 まちづくり部 建築指導課 TEL：078-362-4340 E-mail：kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp</p>